

1. 件名：検査制度見直しに関する株式会社東芝、東京都市大学、株式会社日立製作所及び立教大学との面談

2. 日時：平成30年9月5日（水）14：00～15：10

3. 場所：原子力規制庁 2階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 志間統括監視指導官、高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 金城安全規制管理官、熊谷統括監視指導官

川崎原子力規制事務所 清水所長

株式会社東芝 原子力技術研究所 所長 他2名

東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長 他1名

株式会社日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長・管理グループ長 他2名

立教大学 原子炉研究所 管理室長 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁より、新たな検査制度に関する本年10月から予定している試運用（以下「試運用」という。）について、配付資料（1）に基づき説明した後、事業者等からの質問・意見に対して以下のとおり意見交換を行った。

a. 現行法の体系において規制要求とはなっていない事項の試運用に関しては、新たな制度の本格運用に円滑に移行するため、各事業者において可能な範囲で実施し、本格運用までに体制整備するよう求めた。

b. 事業者から、廃止措置中の施設で規模も小さく担当する人員も少数である状況においては、実用炉で検討されている是正措置プログラム（CAP）のようなものは導入しにくいとの説明があったが、日本原子力研究開発機構において施設の規模を踏まえたCAP活動について検討されているので、その内容を参考にして品質管理基準規則等への対応を整理するよう求めた。

c. また、検査の独立性確保についても、他の事業者が検討している対応での実施が困難である場合には、実情を踏まえた独立性確保策の提案をするよう求めた。

d. 新制度に合わせた保安規定の改定については、実用炉での検討状況も踏まえ今後検討を進めていく予定である旨を説明した。

- e. フリーアクセスについては、必ずしもエスコートフリーを求めているものではなく、事業者等と同様に必要な際に必要な情報を入手できるかどうかの主眼であり、川崎原子力規制事務所としては、所管している施設でにおいてフリーアクセスに支障はないと考えている旨を説明した。

6. 配布資料

- (1) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会資料

<http://www2.nsr.go.jp/data/000243275.pdf>